

一般社団法人 日本 LD 学会 選挙細則

施行：2009年4月1日

最近改定：2022年3月6日

一般社団法人 日本 LD 学会 定款第5条第3項に定める代議員選挙及び第20条に定める役員の選出を適正に行うために本細則を定める。

(選挙管理委員会)

第1条 本学会の代議員選挙及び理事候補者選出の管理業務は、選挙管理委員会（以下、委員会と略記）が行う。

- 2 委員は本学会の正会員でなければならない。
- 3 委員は本学会の理事会が選任する。
- 4 委員会はその代表責任者として選挙管理委員長を定めなければならない。
- 5 委員の任期は、社員総会での役員選任及び就任承諾確認までの期間とする。

(代議員選挙)

第2条 代議員選挙は推薦立候補制とし、以下の通り行う。

(1) 代議員選挙日程の公示

委員会は、代議員選挙から役員選任に至る選挙日程と実施手続きに関する計画を作成し、全会員に公示する。

(2) 選挙台帳（有権者名簿）の作成

選挙台帳は、代議員改選を行う前年の7月1日を基準日として作成する。

選挙台帳に記載された正会員は、等しく選挙権及び被選挙権を有する（以下「有権者」という）。

なお選挙実施年度の6月30日までに未納分の会費がある場合は、有権者の権利を喪失する。

地方区代議員の選挙に当たっては、本会登録の連絡先のある都道府県を選挙区とする。勤務先所在地の都道府県を選択する場合には、所定の期日までに委員会に届け出なければならない。

海外在住の正会員は、所定の期日までに選挙区を申し出なければならない。

申し出をしなかった場合、選挙権および被選挙権は全国区のみとする。

申し出をした場合、選挙権および被選挙権は全国区および申し出た地方区とする。

(3) 選挙区及び定数

代議員選挙は全国区及び地方区により行う。

全国区及び地方区における代議員の総数は、代議員改選を行う前年の8月1日における本学会正会員数を150で除した人数を基準とする。

全国区の代議員数は代議員総数の2/3を目途とし、選挙管理委員会で決定する。

地方区の代議員数は代議員総数から全国区の代議員数を差し引いた数とする。

地域区分ごとの代議員数は地域区分ごとの会員数に応じて按分し選挙管理委員会で決定する。なお、地方区地域区分は次の通りとする。

1. 北海道・東北（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
2. 関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）
3. 甲信越・北陸（山梨県、長野県、新潟県、石川県、富山県、福井県）
4. 東海（静岡県、愛知県、三重県、岐阜県）
5. 近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
6. 中国・四国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
7. 九州・沖縄（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

(4) 立候補の受付

代議員選挙に立候補する者は、全国区・地方区いずれかを選び、所定の期日までに委員会の定める方法により委員会に届け出なければならない。

(5) 被選挙人名簿の作成

委員会は、立候補者名簿を作成し、有権者に公示しなければならない。

(6) 投票

投票は本学会が運営するWebシステムを通じて行い、全国区代議員は5名連記、地方区代議員は2名連記とする。

(7) 当選者の確定と結果の公示

開票作業の動画ファイルの視聴を希望する正会員は、所定の期日までに選挙管理委員会へ申し出れば視聴可能とする。

当選者の決定は得票順による。投票において同点者の生じた場合には、年少者をもってこれに当てる。

本細則により厳正な選挙の実施と当選者の確定を行い全会員に公示する。

(欠員)

第3条 代議員に欠員が生じた場合には、補欠者をもってこれに充てる。ただし、次回改選期日の1年以前に限りこれを適用する。

- 2 補欠者のいない地方区は、選挙管理委員会の決議により、全国区の補欠者から当該選挙区の欠員に充てることことができる。ただし、選挙管理委員会の設置がない期間においては、選挙管理委員会に代わり常任理事会の決議により行うことができるものとする。

- 3 前項によって選出された者の任期は、前任者の残りの期間とする。

(理事及び監事の選任)

第4条 理事及び監事は代議員の互選により選出する。

- 2 理事及び監事に欠員が生じた場合には、常任理事会の推薦により理事会の承認を得る。ただし、次回改選期日の1年以前に限りこれを適用する。
- 3 前項によって選出された者の任期は、前任者の残りの期間とする。

(理事長、副理事長及び常任理事の選任)

第5条 理事長、副理事長及び常任理事は理事の互選により選出する。

(選挙細則の改定)

第6条 本細則の改定は、理事会の議決による。

附 則

1. 本細則は、2009年4月1日から施行する。
2. 本細則は、2013年3月3日に一部改定する。
3. 本細則は、2014年3月9日に一部改定する。
4. 本細則は、2016年6月19日に一部改定する。
5. 本細則は、2022年3月6日に一部改定する。